

人口動態統計月報(概数)(平成 24 年4月分)の数値の使用上の注意

人口動態統計月報(概数)は次のようなプロセスで作成されています。

出生、死亡、死産が発生した場合、戸籍法等に基づき市区町村に届け出が行われます。また、婚姻、離婚は市区町村への届け出により効力が発生します。市区町村はこれらの届出等から人口動態調査票を作成し、都道府県に提出します。都道府県は、人口動態調査票を報告期限までに厚生労働省に送付します。厚生労働省は送付された調査票のうち日本において発生した日本人に関する分をいくつかの属性別に集計し、月報(概数)の数値とします。

前年と比較する場合、東日本大震災の影響(調査票到着の遅延等)により、前年2月以降の各月の月報(概数)の数値は、実態と乖離している可能性があることに注意が必要です。